

大卒程度対応

地方上級・市役所・国家総合職・国家一般職・国税専門官・
労働基準監督官・裁判所職員・外務専門職・警察官・消防官

公務員試験

10日でわかる!

テキスト Quick クイックマスター Master

社会科学

- LEC専任講師陣が総力を挙げて作成
- 出題頻度の高い分野と重要項目を厳選
- 国家公務員新試験制度に対応
- 全国の市役所採用試験対策にも最適



LEC 東京リーガルマインド 編著

10日でわかる!

テキスト

Quick

クイックマスター

Master

社会科学

は し が き

公務員試験は社会人としての常識を試す総合問題

公務員試験は、全部の総合力を試すものです。ある特定の科目について飛びぬけた才能が要求されているのではなく、全科目を通した一般的な社会人としての常識を持っているかどうかという点が求められているのです。それは、難度が高く幹部候補生として活躍することが求められている国家総合職試験についても、強い組織への忠誠心が求められ、組織で活動する警察官・消防官についても同様です。なかでも教養試験はこれまでの小学校から大学までに学習したことを総合的に試すもので、一朝一夕には身に付けにくい内容になっています。

教養科目の克服法

公務員試験の教養科目は数的処理・文章理解という判断力を試す問題と国語・数学・理科・社会などこれまでの学習内容の正確な暗記という2つの側面が要求されています。これらの科目の学習法については、良質な問題の演習を繰り返し行いながら、出題される可能性が高い分野を暗記してしまうことが重要です。

本書の特長

本書は、本来なら膨大な範囲である公務員試験の一般教養科目知識分野について、10日間で学習できるよう出題頻度の高い分野を厳選し、確実に覚えなければならぬポイントを明確にしました。範囲の広い一般教養分野を明確にすることができ、一般教養科目全体を短期間で克服することができます。

本書を利用された皆さんが、初志を貫徹し公務員試験に合格されることを心より祈念いたします。

2012年2月吉日

株式会社 東京リーガルマインド
LEC総合研究所 公務員試験部

本書の効果的活用法

● 出題頻度

地方上級, 国家総合職, 国家一般職, 国税専門官試験の過去問における出題頻度を示してあります。右に行くほど出題頻度が高くなります。頻出分野の学習も必要ですが, 近年出題されていない分野も次の試験で狙われる可能性がありますから時間に余裕がある人はきちんと学習しましょう。

● 基本チェック

単元の学習の指針です。ここで知識の確認を行ってください。時間に余裕がなければ, この「基本チェック」がすべて確認できている単元については本格的な学習は後回しとして, 未習部分の学習を優先させる方法もあります。

〈問題演習〉

それぞれの単元で実践的知識が身に付いたとしてもまだ試験対策は十分とはいえません。実際に五指択一式の問題にチャレンジしてみ、本書での学習が身に付いたかどうかを総合的にチェックしていきましょう。

● 苦手科目克服レベル

試験に合格するためには不得意分野の苦手な教科であっても, 避けて通るわけにはいきません。どんなに苦手な単元であっても, このレベルで問われている知識は必須であるという内容になっています。

1-1 政治学の基礎

本書の出題頻度: 国家総合職, 国家一般職, 地方上級, 国税専門官

基本チェック

〈国家の形態〉

- C.E.メリアムが提唱した法則を何というか
- C.E.メリアムが提唱した概念を何というか
- C.W.ミルズが提唱した理論を何というか
- M.クレーバーが提示した3つの理念型は何か

専制制の原則
ミランダとクレデンダ
パワー・エリート論
支配の3類型 ①カリスマ的支配 ②伝統的支配 ③合法的支配
Kママキャリ

①主権という言葉を最初に用いた人物は誰か
②「万人の万人に対する闘争状態」という自然状態を提唱した人物は誰か
③『市民政府二論』で国家権力を立法権と執行権に分別した人物は誰か
④前章で述べた社会主義派の人物は誰か

Jポナンツ
Tホップズ
Jロック

苦手科目克服レベル

消費者行動の分析に重要な役割を果たす無差別曲線の性質として、妥当なのはどれか。

- 1 原点に対して凹である。
- 2 右上がりである。
- 3 無数に存在し、各々は決して交わらない。
- 4 基数的効用を前提としている。
- 5 左下方にある無差別曲線ほど効用が高い。

正答：3

通常合格レベル

国家論に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

- 1 夜警国家は、対外的な防衛と国内における治安の維持に集中していたため、社会全般に対して国家が積極的介入し、管理していた。
- 2 夜警国家の考えは、国家は既存の法律を前提とした法執行を中心としており、特に治安面では警察官による秩序維持が重視され、警備国家ともよばれていた。
- 3 福祉国家とは、国家が市民生活のあらゆる領域に積極的に関与すべきという国家観であるが、普通選挙制の実現がこのような国家観を生む要因の1つとなった。
- 4 行政国家は、市民社会の成熟を前提としており、公共の問題に深い関心を示す教養と財産のある理性的な市民によって築かれた。
- 5 行政国家とは、行政権を立法権や司法権に対して優越した地位に置くべきであるという国家観で、現代社会ではほとんど見られなくなった。

正答：3

● 学習ポイント

本書の核となる部分です。LEC講師陣が過去問を精査し、出題される際によく問われる部分を厳選し、選択肢を取捨する際に鍵となる事項(いわゆる「ひっかけポイント」や「選択肢の切りどころ」)を踏まえたかたちで掲載しています。この部分を徹底的に学習することで、本番の試験問題に直結した実践的知識が身に付きます。

● ランク

ランクA 最重要ランクです必須の知識です。

ランクB 標準ランクです。

ここまで学習しておくことが合格の秘訣です。

ランクC 任意ランクです。

あまり出題されることはないものの、知っておけば高得点を期待できるレベルです。

● 高得点合格レベル

得意分野であれば、通常合格レベルよりも難易度が高い応用問題レベルの出題があった場合にも得点源としたいものです。

● 通常合格レベル

一般的な合格レベルの問題です。このレベルの問題が難なく正解できるようであれば本番の試験問題にも十分対応可能でしょう。

1-1 政治学の基礎

学習ポイント

1 政治学と思想家

- A R.ミヘルスは、民主的な組織であっても組織が巨大化すると必ず非民主的な少数支配が生み出されるという**寡頭制の鉄則**を提唱した。
- B M.ウェーバーは、カスマ的支配、**伝統的支配**、**合法的支配**という**支配の3類型**を提示した。
支配の3類型はあくまでも理想型であり、実際の場面においては混合した形で支配体制を維持しており、時代を刻み替えることはできない。
- A **ミランダ**は、社会の構造と権威の関係を究明したものであるため手段として**ミランダとクレテンダ**という概念を提出している。
ミランダは、感情的な感情的な象徴の体系であり、クレテンダは、知的な象徴の体系である。
- B C.W.ミルズは、社会に特定の支配階級が固定的に存在し、重要な政策決定を行っているという**パワー・エリート論**を提示した。
ミルズは、アメリカ社会について分析し、アメリカ社会は**政治高官・財界幹部・高級軍人**によってパワー・エリートが構成されているとした。
- B N.マキャベリの政治思想は、徹底したリアリズムと目的合理主義の立場に立ち、**「支配者はライオンの力と狐の狡さを持つ」**という言葉に象徴されている。著書に**「君主論」**、**「政論」**がある。

1-1 政治学の基礎

高得点合格レベル

国家論に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 大衆民主主義の出現に伴い、国家は諸種の社会集団と併立的に存在する1つの集団に対するかような多元的国家論がラスキルによって主張されるようになったが、ヘーゲルはこれを批判し、他の社会集団に対する国家の優越性を認める一元的国家論を主張した。
- 2 現代では、行政が国民生活のさまざまな側面に介入するようになったことから、現代国家の多くは行政国家であるといわれるが、行政国家は必ずしも福祉の充実した民主主義国家のみを指すわけではなく、全体主義国家も、議会政治を否定し国民管理を徹底するという点で、行政国家の要素を持っているといえる。
- 3 かつては、国家は必要であり、防衛や治安維持など最小限の機能のみを営む夜警国家であるべきと考えられていたが、市民革命によって市民が統治の主体となると、国家に対する考え方も変化し、資本主義の矛盾を是正し、市民に人間としてふさわしい生活を提供する役割が期待されるようになった。
- 4 イェネックは、国家成立・維持のための三要素として国王、国民、および主権を挙げ、その中でも主権は、それなくして国家が国家たりえない国家の絶対的かつ永続的な権力であるとした。
- 5 ロックは、社会契約論の立場から、国家と人民との関係を契約関係ととらえ、国家は神から信託的に与えられた統治権を人民との契約を履行するために行使するが、その適切な行使のためには、権力の分立が不可欠であると主張した。

正答：2

設1についてヘーゲル(1770~1831)は、多元的国家論が提唱された当時にはもうこの期にいない。設3の後半にあるような役割が国家に期待されるようになったのは、20世紀に入ってからのものである。

はしがき

本書の効果的活用法

第1章 政治

1-1	政治学の基礎	2
1-2	政治制度の基礎と主要国の政治制度	10
1-3	選挙制度	16
2-1	政党と圧力団体	24
2-2	法理論および基本的人権の歴史	30
2-3	日本国憲法（基本的人権の限界・法の下での平等）	36
3-1	日本国憲法（基本的人権：自由権）	42
3-2	日本国憲法（基本的人権：参政権・社会権）	50
3-3	国会	56
4-1	内閣	64
4-2	裁判所	72
4-3	地方自治	80
5-1	民法・刑法の基礎	88
5-2	国際連合と国際情勢	96

第2章 経済

5-3	消費者行動	106
6-1	生産者行動	112
6-2	完全競争市場と市場の失敗	118
6-3	国民所得の決定（乗数理論）・IS-LM分析	124
7-1	景気変動とインフレーション	132
7-2	貿易と国際収支	138
7-3	財政政策	144
8-1	金融政策	152
8-2	経済学の思想と経済史	160
8-3	世界経済事情	168

第3章 社会

9-1	社会学者と社会学史	176
9-2	産業社会論・消費社会論・組織論・家族論・都市論	184
9-3	労働問題	192
10-1	社会保障	200
10-2	地球規模の問題	208
10-3	科学・文化	216

第1章

政治

- 1-1 政治学の基礎
- 1-2 政治制度の基礎と主要国の政治制度
- 1-3 選挙制度
- 2-1 政党と圧力団体
- 2-2 法理論および基本的人権の歴史
- 2-3 日本国憲法(基本的人権の限界・法の下での平等)
- 3-1 日本国憲法 (基本的人権：自由権)
- 3-2 日本国憲法 (基本的人権：参政権・社会権)
- 3-3 国会
- 4-1 内閣
- 4-2 裁判所
- 4-3 地方自治
- 5-1 民法・刑法の基礎
- 5-2 国際連合と国際情勢

本試験
出題状況

基本チェック

〈国家の形態〉

- R.ミヘルスが提唱した組織の法則を何というか
- ミランダとクレデンダを提唱したのは誰か
- C.W.ミルズが提唱した権力理論を何というか
- M.ウェーバーが提示した支配の3類型は何か
- 徹底したリアリズムと目的合理主義の立場に立つルネサンスの政治学者は誰か
- 主権という言葉を最初に用いた人物は誰か
- 「万人の万人に対する闘争状態」という自然状態を提唱した人物は誰か
- 『統治二論』で国家権力を立法権と執行権に分割した人物は誰か
- 一般意思に基づく社会を主張した人物は誰か
- 立法、司法、行政の三権分立を初めて提唱した人物は誰か

〈国家の形態〉

- 国家の役割を治安維持、防衛など最小限にした国家を何というか
- 国民生活に介入し、社会・経済的弱者を救済する国家を何というか
- 国家の中心が立法府から行政府に移行した国家を何というか

寡頭制の鉄則

C.E.メリアム

パワー・エリート論

①カリスマ的支配 ②伝統的支配 ③合法的支配

N.マキャベリ

J.ボダン

T.ホブズ

J.ロック

J.J.ルソー

C.モンテスキュー

夜警国家、消極国家、自由国家

福祉国家、積極国家、社会国家

行政国家



1 政治思想と思想家

- A** R.ミヘルスは、民主的な組織であっても組織が巨大化すると必ず非民主的な少数支配が生み出されるという**寡頭制の鉄則**を提唱した。
- A** M.ウェーバーは、**カリスマ的支配**、**伝統的支配**、**合法的支配**という**支配の3類型**を提示した。
 支配の3類型はあくまでも**理念型**であり、実際の場面においては混合した形で支配体制を維持しており、時代を対応させることはできない。
- A** C.E.メリアムは、社会の統合と権力関係を安定したものとするための手段として**ミランダ**と**クレデンダ**という概念を提出している。
 ミランダは、呪術的な感情的な象徴の体系であり、クレデンダは、知的な象徴の体系である。
- A** C.W.ミルズは、社会に特定の支配階級が固定的に存在し、重要な政策決定を行っているという**パワー・エリート論**を提示した。
 ミルズは、アメリカ社会について分析し、アメリカ社会は政府高官・財界幹部・高級軍人によって**パワー・エリート**が構成されているとした。
- B** N.マキャベリの政治思想は、徹底したリアリズムと目的合理主義の立場に立っており、「**支配者はライオンの力と狐の狡さを持って**」という言葉に端的に表われている。著書に『君主論』、『政略論』がある。
- A** J.ボダンは、『**国家論**』を著し、**国家と主権**という概念をもって絶対王政の確立に思想的武器を提供した。ボダンは、主権を「**国家の絶対的かつ恒久的な権力である**」と定義している。
- C** **王権神授説**では、君主政は神によって定められた政体であり、王位継承権の不可侵性や国王に対する絶対服従は、王権が神によって授けられたものであるがゆえに正当なものとされた。
- A** **社会契約説**は、まず**国家・法・身分**などの一切の社会的秩序のない**自然状態**を想定し、そこからばらばらの個人がその**自然権**を確保するために相互に**社会契約**を結び、その結果として**国家が設立される**という理論構成をとる。
 社会契約説の代表的な思想家にT.ホッブズ、J.ロック、J.J.ルソーがいる。

- A T.ホブズは、人間の自然の状態を「万人の万人に対する闘争状態」であるとした。彼の著書に『リヴァイアサン』がある。

【ホブズの社会契約論】

国家の基礎を人々の契約に置きながら、結果として絶対君主を擁護した。

自然状態：万人の万人に対する闘争状態

自然権：自己保存・自由

社会契約：自然権を全面的に譲渡(一度譲渡した自然権は取り戻すことができない)

主権：絶対・不可分・不可侵

- A J.ロックは、自然状態を一応は平和な状態であると想定した。この自然状態は、不完全で不安定なものであり、潜在的には常に闘争状態へと転落する可能性を秘めている。この不安定な状態を脱却して自然権の享受を確実なものとするために人民は契約によって共同社会を形成し、次いでそこに統治機関を設立して権力を信託するとした。

【ロックの社会契約論】

人民の抵抗権を認める。

自然状態：一応は平和な状態だが、不完全かつ不安定

自然権：自己保存、自由、財産に対する権利

社会契約：共同社会を形成し、統治機関を設立して権力を信託

権力分立：権力を立法機関と執行機関に分割

- A J.J.ルソーは、共同体の意思である一般意思に基づいた社会を主張した。「自然状態においては、人間は相互依存関係を欠いた完全に孤立した状態である」とルソーは設定している。著書には『人間不平等起源論』、『社会契約論』がある。

【ルソーの社会契約論】

「一般意思」に基づく社会を主張。代議制を否定。

自然状態：完全な自由と平等

一般意思：各人がすべてを共同体に委譲したところに成立

自然権：自由の権利

主権：人民主権

- B 自由主義という語にある自由という言葉は、他人から干渉されずに放任されていることという強制的欠如（消極的自由）と他人や欲望に支配されず、自己の主人であること（積極的自由）とを意味している。

- B 民主主義は、人民による支配を特徴とする政治形態、あるいは、**治者と被治者の同一性**に基づく統治形態と表現することができる。
- A A.トクヴィルは、著書『アメリカにおけるデモクラシー』の中で、自由主義と民主主義の両立が可能であると指摘した。また、トクヴィルは、自由主義と民主主義間の矛盾にも注目し、少数派の自由が多数派によって無視されたりする事態を「**多数者の専制**」とよび警告した。
- A J.ベンサムは、**功利主義**思想を体系化した。彼の思想を端的に表す言葉として「**最大多数の最大幸福**」という言葉がある。
ベンサムは、快楽計算を可能とするために快楽に質的差異を設けていない。
- B J.S.ミルは、功利主義原理を継承したが、快楽に質的差異を認め、快楽計算を否定した。また、ミルは、トクヴィルの影響を受け『自由論』を著し、「多数者の専制」を何よりも危惧していた。
- B J.ロールズは、著書『正義論』において社会契約説を現代的に再解釈することによって規範的な正義論の再興を試みた。
- A J.ロックは、『統治二論』（市民政府二論）で国家権力を**立法権と執行権**の2つに分割した。また、ロックは、**抵抗権の理論**を提唱し、この抵抗権の理論は、アメリカ独立戦争を正当化する機能を果たした。
- A C.モンテスキューは、著書『法の精神』の中で、初めて**立法権、行政権、司法権の三権の分立**を主張した。

【ロックとモンテスキューの違い】

ロック

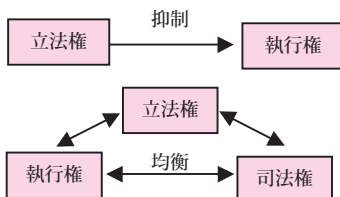
立法権と執行権(連合権を含む)に分割

立法権が執行権に優越する

モンテスキュー

立法権・執行権・裁判権の3権に分割

おのおのが独立し、相互に均衡を保つ



2 国家観

- A **警察国家**とは、国家的秩序の形成維持のために国民の財産や自由を侵害する警察規制を行う国家のことである。

- A** **夜警国家**とは、国家の役割を国内の治安維持、防衛などに限定し、国民生活への国家の介入を最小限にとどめた国家のことである。夜警国家は、**消極国家**、**自由国家**とよばれることもある。
- A** **立法国家**とは、立法府が行政府に対して優位な地位を確保する国家のことである。
- A** **福祉国家**とは、国家が国民生活に介入し、社会的・経済的弱者を救済し、国民生活水準の向上を図ることを実現する国家のことである。福祉国家は、**積極国家**、**社会国家**とよばれることもある。
- A** **行政国家**とは、行政権が肥大化し、行政権が実質的に国政の中心を果たす国家のことである。

【近代市民社会から現代大衆社会さらに新自由主義へ】

近代市民社会	→ 現代大衆社会	→ 新自由主義
18世紀～19世紀末	20世紀以降	21世紀以降？
① 自由主義社会の成立 自由権 夜警国家	① 自由民主主義社会 社会権 福祉国家	① 自由主義の復権 福祉国家の見直し
② 代表的政治組織 名望家政党 議会	② 代表的政治組織 近代政党 圧力団体	② 代表的政治組織 NGO・NPO？
③ 民法の基本原則 所有権絶対 私的自治・契約自由 過失責任	③ 民法の現代的修正 公共の福祉 信義誠実 無過失責任	③ ポストモダン法？ 資源配分 政策志向
④ 古典派経済学 市場原理重視	④ ケインズ経済学 総需要管理政策	④ ポストケインズ 市場原理の再評価 環境負荷への対策

苦手科目克服レベル

政治思想に関する以下の記述のうち、妥当なのはどれか。

- 1 R.ミヘルスは、ミランダとクレデンダという概念を提唱した。
- 2 C.E.メリアムは、寡頭制の鉄則という法則を提唱した。
- 3 T.ホップズは、著書『統治二論』において国家権力を立法権と執行権に分割した。
- 4 J.ボダンは、『国家論』を著し、国家と主権という概念をもって、絶対王政の確立に思想的な武器を提供した。
- 5 J.ロックは、『法の精神』の中で、初めて立法権、行政権、司法権の三権の分立を主張した。

.....
正答：4

通常合格レベル

国家論に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

- 1 夜警国家は、対外的な防衛と国内における治安の維持に集中していたため、社会全般に対して国家が積極的に介入し、管理していた。
- 2 夜警国家の下では、国家は既存の法律を前提とした法執行を中心としており、特に治安面では警察力による秩序維持が重視され、警察国家ともよばれていた。
- 3 福祉国家とは、国家が国民生活のあらゆる領域に積極的に関与すべきという国家観であるが、普通選挙制の実現がこのような国家観を生む要因の1つとなった。
- 4 行政国家は、市民社会の成熟を前提としており、公共の問題に深い関心を示す教養と財産のある理性的な市民によって築かれる。
- 5 行政国家とは、行政権を立法権や司法権に対して優越した地位に置くべきであるという国家観で、現代社会ではほとんどみられない。

正答：3

国家論に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

- 1 大衆民主主義の進展に伴い、国家は諸種の社会集団と並立的に存在する1つの集団にすぎないという多元的国家論がラスキラによって主張されるようになったが、ヘーゲルはこれを批判し、他の社会集団に対する国家の優越性を認める一元的国家論を主張した。
- 2 現代では、行政が国民生活のさまざまな側面に介入するようになったことから、現代国家の多くは行政国家であるといわれるが、行政国家は必ずしも福祉の充実した民主主義国家のみを指すわけではなく、全体主義国家も、議会政治を否定し国民管理を徹底するという点で、行政国家の要素を持っているといえる。
- 3 かつては、国家は必要悪であり、防衛や治安維持など必要最小限の機能のみを営む夜警国家であるべきと考えられていたが、市民革命によって市民が統治の主体になると、国家に対する考え方も変化し、資本主義の矛盾を是正し、市民に人間としてふさわしい生活を提供する役割が期待されるようになった。
- 4 イエリネックは、国家成立・維持のための三要素として国王、国民、および主権を挙げ、その中でも主権は、それなくして国家が国家たりえない国家の絶対的かつ永続的な権力であるとした。
- 5 ロックは、社会契約説の立場から、国家と人民との関係を契約関係ととらえ、国家は神から信託的に与えられた統治権を人民との契約を履行するために行使するが、その適切な行使のためには、権力の分立が不可欠であると主張した。

正答：2

肢1についてヘーゲル（1770～1831）は、多元的国家論が提唱された当時にもうこの世にいない。肢3の後半にあるような役割が国家に期待されるようになったのは、20世紀に入ってからのものである。

本試験
出題状況

基本チェック

〈議院内閣制と大統領制〉

- 三権分立がより厳格なのは
- アメリカ大統領は議会の解散権を持つか

大統領制
持たない

〈主要国の政治制度〉

- イギリスの内閣の閣僚は議会で議席を持つ必要があるか
- アメリカ大統領が議会に対して持つ権能は何か
- フランスの大統領と首相でより大きな権限を持つのはどちらか
- ドイツの大統領と宰相で実質的な権限を持つのはどちらか
- 韓国の大統領は何回まで再選可能か

ある
法案拒否権と教書送付権
大統領
宰相
再選不可



1 アメリカの政治制度

- A** アメリカでは、議会には大統領の**不信任決議権**がなく、大統領には議会の**解散権**がない。
立法府と行政府を厳格に分けるアメリカの大統領制では、大統領は予算案および法案の提出権を持たない。
- B** アメリカでは、**連邦議会の議員と閣僚を兼職することはできない**。
- A** アメリカ大統領は、議会で可決された法案に対して**拒否権**を行使できるほか、**教書**を通じて自分の意見や希望を述べることができる。
議会が拒否権を覆すには、3分の2以上の特別多数で同一の法案を再可決すればよい。
- B** アメリカの上院は人口に関係なく各州から2名選出され、下院は人口に**比例して**選出される。
任期6年の上院は各州から2名選出され、2年ごとに約3分の1ずつ改選される。任期2年の下院は定数435名で議席は人口に比例して配分される。
- C** アメリカの連邦裁判所裁判官は、大統領により任命され、**任期は終身**である。
アメリカの司法制度は三審制である。

2 イギリスの政治制度

- A** イギリス下院は内閣に対する**不信任決議権**を持ち、内閣は下院の**解散権**を有する。
- A** イギリスの首相は原則的に**下院第一党の党首**が任命され、閣僚は全員議会に議席を有している。
- A** イギリスの上院（貴族院）は任命制、下院（庶民院）は小選挙区制の選挙により選出される。
上院の定員は不定、任期は基本的に終身である。下院は任期5年で定数は650である。
- B** 従来、上院（貴族院）が最高裁判所の役割を果たしていたが、2009年10月に最高裁判所が設置され、上院（貴族院）から最高裁機能が分離された。

3 ドイツとフランスの政治制度

- A** ドイツの大統領は、名目的・形式的存在であり、国民が直接選出することはない。

ドイツの大統領は国家元首である。任期は5年で、大統領を選出するためだけに召集される連邦会議で選出される。

- B** ドイツの連邦宰相は行政政府の長であり、大きな権限を有する。

宰相の選出は、大統領が候補者を推薦し、連邦議会の過半数が支持することによって行われる。連邦宰相の任期は4年である。

- B** ドイツの政府不信任案は、**建設的不信任**である。

連邦議会による政府不信任案は、代わりの宰相の推挙をもってする建設的不信任が原則である。

- C** ドイツの議会は**任命制の連邦参議院と民選の連邦議会の二院制**であり、連邦議会選挙には**5%3議席条項**が存在する。

連邦参議院は各州政府から任命される任期不定の議員69人、連邦議会は小選挙区比例代表併用制で選出され、基本的な定員は598名である。なお、ドイツの選挙制度には、得票率が5%未満または議席数3未満の政党は原則として議席を得ることができないという5%3議席条項が存在する。

- A** フランスの大統領は、国民が直接選挙する。

任期は5年で非常に強大な権限を持つ。議会に対して責任を負わないが、議会を解散させることも可能である。

- A** フランスの内閣は首相以下、大統領から任命され、大統領と国民議会に責任を負う。

フランスの内閣は国民議会に対しても責任を負うが、内閣を総辞職させるか議会を解散させるかの決定は大統領にある。なお、フランスでは、議会運営の都合上、大統領と首相の政治的立場が異なることもある（保革共存）。

- B** フランスの議会は**上院と下院**の二院制である。

フランスの議会は間接選挙で選ばれる定員348人、任期6年の上院と小選挙区制で選ばれる定員577人、任期5年の下院からなる。国民議会に優位が認められている。（2012年1月現在）

4 その他の国の政治制度

- A** 韓国の大統領は、国民が直接選挙する。

任期は5年で、再任は禁止されている。アメリカの大統領と異なり、法案および予算案の提出権

を持っている。

- B 韓国の議会は、**一院制**である。
議員定数は299議席とされ、議員の任期は4年である。
- A 中国の国家元首的存在は、**国家主席**である。
- A 中国の**全国人民代表大会（全人代）**は、**最高の国家権力機関**であり、**國務院**は、**最高国家権力の執行機関**であり、**最高の国家行政機関**である。

苦手科目克服レベル

各国の政治制度に関する以下の記述のうち、妥当なのはどれか。

- 1 アメリカ議会には、大統領の不信任決議権が与えられ、大統領には議会の解散権が与えられている。
- 2 イギリスの首相は下院第一党の党首が任命され、閣僚は過半数が議会に議席を有していればよい。
- 3 ドイツの大統領は、連邦会議で選出され、国民が直接選出することはない。
- 4 フランスの内閣は、大統領によって任命された首相と、首相が任命した大臣によって構成される。
- 5 韓国の大統領の任期は5年とされ、再任は2期まで可能である。

.....
正答：3

通常合格レベル

世界各国の政治制度に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

- 1 アメリカ合衆国では、三権分立が徹底されており、大統領は、予算案については議会に提出する権限を有しているが、法律案については、歳入・歳出に関連する法律案以外は、議会に提出することができない。
- 2 イギリスでは、わが国と同じように議院内閣制が採用されている。首相は国会議員でなければならないが、国务大臣は過半数が国会議員であればよいとされており、議会に議席を持たない者でも閣僚として議会に出席することができる。
- 3 フランスでは、国民の直接選挙で選ばれた大統領が国家元首として実質的な政治的権限を有する。首相は大統領によって選出されており、したがって、内閣は大統領に対してのみ責任を負う。
- 4 ドイツでは、首相にいくつかの強力な権限が認められており、重要な法案が連邦議会で否決された場合、大統領に「立法緊急状態」を宣言させて、連邦参議院のみの議決によって法律を成立させることができる。
- 5 中国は、中国共産党の指導する人民民主主義（プロレタリア）独裁国家であり、民主的権力集中制を採っているため、三権分立は認められていない。また、共産党以外の政党は法律で禁じられている。

正答：4

高得点合格レベル

主要国の政治制度に関する以下の記述のうち、妥当なのはどれか。

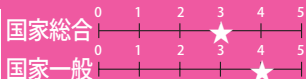
- 1 中国は西洋の議会制民主主義を形式的民主主義として非難し、権力分立制に代わる原理として民主集中制を導入している。中国における国家権力の最高機関で、わが国の国会に相当する全国人民代表大会（全人代）は、各省や軍の代表から構成される一院制議会であり、主に法律の制定、国家主席の選出を行っている。また、内閣に相当する国務院は全人代に対し責任を負うとともに、全人代への議案提出権を有する行政機関として最高位にある。
- 2 議院内閣制はイギリスの政治的伝統の中で徐々に形成されたもので、現在で

もイギリスの政治制度は議院内閣制の典型といえる。イギリスの政治制度が日本の議院内閣制と大きく異なる点として、首相には議会における上院第1党の党首が選出され、閣僚は首相が属する党の議員から選出されることが法律で定められている点が挙げられる。また、内閣の閣僚はその3分の1が議会で議席を有していればよいことも相違点の1つである。

- 3 ドイツは、元首たる大統領と内閣で構成される大統領内閣制を採用しており、両者の役割分担は流動的となる傾向があるため、時として政治的決定が大統領と内閣で重複する場合がある。またドイツの議会は連邦議会と連邦参議院の二院制で、小選挙区比例代表並立制のもと、定数の半分がドント式による比例代表制で決定される。ただし、議席が与えられるには得票率7%を超えるか、3人以上の選挙区当選者を輩出した政党に限定されている。
- 4 アメリカは厳格な三権分立の原則が確立されているため、大統領を国民の直接選挙とすることで、行政部を立法部から独立させている。それゆえ大統領には法案提出権は認められていないが、必要とされる法案の勧告は認められている。また、大統領の補佐役である閣僚は必ずしも議員である必要はなく、議会によって選出されることから議会に対して責任を負うと同時に、大統領に対しても責任を負っている。
- 5 フランスは国家元首として大統領を置いているが、行政部は議院内閣制により運営される大統領内閣制を採用している。大統領は、国民議会と上院から成る議会により間接選挙で選出されるため、議会に対して責任を負っている。また大統領には強力な権限が付与されており、すべて大統領単独で行使しうる権限とされている。したがって内閣によって担われている行政権は名目的・儀礼的なものに止まっている。

.....

正答：1

本試験
出題状況

基本チェック

〈選挙制度〉

選挙の基本原則を挙げよ

1 選挙区から 1 人の代表者を選出する選挙区制を何というか

1 選挙区から 2 人以上の代表者を選出する選挙区制を何というか

各政党の得票数に応じて議席を配分する制度を何というか

少数党にも議席を確保する機会を保障する選挙方法を何というか

選挙区において多数の票を獲得した政党が議席を独占する制度を何というか

〈日本の選挙制度〉

日本の衆議院議員を選出する選挙制度を何というか

日本の参議院議員を選出する選挙制度を何というか

① 普通選挙 ② 平等選挙

③ 直接選挙 ④ 秘密選挙

⑤ 自由選挙

小選挙区制

大選挙区制

比例代表制

少数代表法

多数代表法

小選挙区比例代表並立制

選挙区比例代表並立制



1 選挙制度

- A** 民主主義的な選挙を構成する基本的要素は、一般的に①普通選挙②平等選挙③直接選挙④秘密選挙の4原則が指摘され、これに⑤自由選挙を加え5原則となる。

【選挙の基本原則】

普通選挙=財力等を選挙権の要件としないもの⇔制限選挙

平等選挙=選挙権の価値を平等とする選挙⇔複数選挙

直接選挙=有権者が直接候補者に投票する選挙⇔間接選挙

秘密選挙=有権者が誰に投票したのかを秘密にするように工夫された選挙

自由選挙=選挙権の行使が強制によって妨げられない選挙

- A** **小選挙区制**とは、1選挙区から1人の代表者を選出する選挙制度である。

メリット	デメリット
①有権者と候補者の関係が親密となる。	①死票が増大する。
②選挙費用が比較的少額で済む。	②多数政党が過大な議席を取りやすい。
③同一政党内での同土討ちの弊害が減る。	③社会の多様な利益・意見を広く反映することができない。
④有権者の多くの支持を得ることが前提となるため、極端な政治勢力の台頭や議会での対立が回避できる。	④選挙区間の1票の重みについての調整を絶えず考えなければならない。
⑤絶対多数党の形成が容易であり、政治運営上の安定と迅速さが確保できる。	⑤不公正な選挙区割り（ゲリマンダー）や選挙腐敗が発生しやすい。

- A** **大選挙区制**とは、1選挙区から2人以上の代表者を選出する選挙制度である。

メリット	デメリット
①死票が減少する。	①同一政党内の同土討ちが生じやすい。
②候補者の選択の幅が広がる。	②有権者と候補者の関係が希薄化する。
③少数政党の議会進出が容易になる。	③極端な政治勢力が台頭しやすい。
④多様な意見を反映しやすい。	

- A** **比例代表制**とは、各政党の得票数に応じて議席を配分する制度である。

比例代表制の特徴

- | |
|-------------------------------|
| ①社会の意思をほぼ正確に議席に反映することができる。 |
| ②少数政党も議席を獲得できる。 |
| ③比例代表名簿を作成する幹部へ権力が集中する可能性がある。 |
| ④選挙や当選決定の手続が複雑化する。 |

- B** **少数代表法**とは、少数党にも議席を確保する機会を保障する選挙方法である。

少数代表法の代表的制度には大選挙区制限連記制、大選挙区単記投票制などがある。

- B** **多数代表法**とは、選挙区において多数の票を獲得した政党が議席を独占する制度である。

多数代表法の代表的制度には小選挙区制、大選挙区完全連記制がある。

2 日本の選挙制度

- A** 衆議院議員を選出する**小選挙区比例代表並立制**とは、小選挙区と比例代表制とを組み合わせ、衆議院議員の定数480名のうち**300**議席を小選挙区、残りの**180**議席は全国を11ブロックに分け、その得票率によって議席を配分する比例代表制を用いる選挙制度である。

- A** 衆議院議員選挙の比例代表選挙は、あらかじめ政党が順位を定めた**拘束名簿式**で行われる。

- B** 衆議院議員選挙では、小選挙区の候補者は、同時に各ブロックの比例代表名簿に名を連ねることが認められている。これを**重複立候補**という。重複立候補者は、小選挙区で落選した場合でも比例名簿の順位によっては復活当選を果たす場合も出てくることとなる。なお、小選挙区で落選して供託金没収となった場合(得票数が有効投票総数の**10分の1**未満であった場合)には、比例代表制での復活当選は認められない。

- A** 参議院議員選挙では選挙区比例代表並立制が用いられている。参議院議員の定数242名のうち、選挙区選出議員が**146**議席、比例代表選出議員が**96**議席となっており、**3年毎に半数ずつ改選**する。

- A** 参議院議員選挙の比例代表選挙は、政党が当選順位を付さない比例名簿を提出する**非拘束名簿式**で行われる。また、参議院議員選挙では、**重複立候補はできない**。

- C 選挙運動期間は、公職選挙法で定められており、選挙期日の公示あるいは告示された以降に選挙運動が可能である。衆議院総選挙では、届出後、投票日の前日までの12日間である。一方、参議院選挙では、届出後、投票日の前日までの17日間である。
- C 絶対当選しないことがわかっていながら立候補する泡沫候補の乱立などによる被選挙権の濫用を防止するために、町村議会議員選挙以外の候補者に対して**供託金**が課されている。
- B **拡大連座制**とは、公職の候補者等の選挙運動に関った者が悪質な選挙違反を行い、公職選挙法上の罪を犯したとして刑に処せられた場合に、候補者も連座して**当選無効**になる制度である。
- B **期日前投票制度**とは、投票日に所定の投票所で投票できない事由がある場合に、投票日前に投票することができる制度である。
- B 2003年の公職選挙法改正により、郵便などによる不在者投票についてその対象者が拡大されるとともに、**代理記載制度**が新たに創設された。
- B **在外選挙権**とは、国外に在住している人々の選挙権である。国外に在住している人の選挙権については、在外選挙法に基づいて、2000年6月から実施されている。この当時選挙権行使の対象は、**衆参両議院議員の比例代表選挙**に限定されていた。
- 2003年の法改正により、投票方法は、所定の手続きにより投票用紙に投票の記載をし、封書に入れたものを在外公館の長に提出するか、郵便などにより送付することとなっている。
- B **マニフェスト**とは、政党本部が発行するパンフレットや書籍で、国政に関する重要政策などを記載したものである。
- 2003年秋の臨時国会で公職選挙法が改正され、マニフェストを選挙運動のために配布できるようになった。ただし、配布場所は、政党の法定ピラと同じように候補者の選挙事務所、演説会、街頭演説の会場などに限定されている。
- B 2006年の改正では、在外選挙権が衆議院の小選挙区、参議院の選挙区にも拡大された。また、参議院選挙区の定数が4増4減と是正された。
- B 2007年の改正では、知事・市町村長の選挙において、選挙運動用ピラ（マニフェスト）が配布可能になった。

苦手科目克服レベル

選挙制度に関する以下の記述のうち、妥当なのはどれか。

- 1 少数政党にも議席を確保する機会を保障する選挙方法を小選挙区制という。
- 2 選挙区において多数の票を獲得した政党が議席を独占する選挙制度を大選挙区制という。
- 3 日本の衆議院を選出する選挙制度は、小選挙区比例代表並立制である。
- 4 平等選挙とは、財力を選挙権の要件とはしないものである。
- 5 直接選挙とは、選挙権の行使が強制によって妨げられない選挙である。

.....
正答：3

通常合格レベル

次の選挙の基本原則に関する記述の中で、妥当なのはどれか。

- 1 普通選挙とは、財産、納税額、信仰、人種、性別などを選挙権の要件とはしない選挙をいうが、現在、唯一の選挙権の要件となっている年齢に関しては、20歳を要件とするのが世界的な基準となっている。
- 2 平等選挙とは、有権者の投票権に差別を設けず、1人1票制を原則とする選挙制度であるが、現在では、有権者が投票する1票の価値の平等までも要請するものと考えられている。
- 3 直接選挙とは、有権者が直接に候補者を選出する制度であり、現代の選挙の基調となっているが、一方、有権者が投票により中間選挙人を選出し、それらの代理人が候補者を選出する代理選挙は、今日ではほとんどみられない。
- 4 自由選挙とは、選挙権の行使を強制によって妨げられないことをいうが、有権者が選挙を棄権しないようにするために罰金などの制裁を科すことについては、これを認めている。
- 5 秘密選挙とは、有権者が誰に投票したかを秘密にするように工夫された選挙制度であるが、わが国では、もし実際に投票用紙に署名した場合でも、無効票とされることはない。

.....

正答：2

高得点合格レベル

我が国の選挙制度に関する記述として最も妥当なのはどれか

- 1 国政選挙においては、選挙区間の議員1人当たり有権者数に格差が生じる、いわゆる議員定数不均衡問題が指摘されており、最高裁判所は、平成17年9月の衆議院議員総選挙における小選挙区の区割りについて、同19年6月、憲法の平等原則に反するという違憲判決を下した。
- 2 選挙権及び被選挙権、選挙運動、選挙手続等に関し、衆議院議員及び参議院議員の選挙については公職選挙法によって定められており、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、公職選挙法ではなく各地方公共団体の条例によって定められている。
- 3 衆議院議員総選挙においては、小選挙区と比例代表の重複立候補が可能であり、小選挙区で落選した場合でも、比例代表で当選することがあり得るが、小選挙区での得票数が有効投票総数の一定割合に達しなかった重複立候補者は、比例代表選挙においても当選人となることができない。
- 4 海外に在留する有権者については、従来、国政選挙に参加することができなかったが、平成18年の公職選挙法の改正により在外選挙制度が設けられ、衆議院及び参議院の比例代表選出議員選挙に限り、平成19年6月以降、投票を行うことが可能となった。
- 5 参議院議員選挙においては、非拘束名簿式による比例代表制を採用していたが、平成13年以降、各政党からあらかじめ提示されている候補者名簿の順位に基づき、各政党の総得票数に応じて当選者数が比例配分されて当選者が決まる、拘束名簿式比例代表制に改められた。

正答：3

肢2に関して、公職選挙法は、衆議院議員・参議院議員の選挙制度に関する事項だけでなく、地方公共団体の議会の議員および長の選挙についても、その規制の対象としている（公職選挙法1条、2条）。肢4に関して、従来、海外に在留する有権者については、国政選挙への参政権が認められていなかったが、平成10年の公職選挙法改正により、衆議院・参議院選挙の比例代表選出議員選挙に限って、投票権が認められるようになった。さらに、その後平成18年の公職選挙法改正により、平成19年6月以降に行われる国政選挙から、衆議院小選挙区選出議員選挙、参議院選挙区選出議員選挙、およびこれらに係

わる補欠選挙および再選挙についても投票できるようになっている。肢5に関して、参議院議員選挙は、従来、比例代表選出議員選挙において、拘束名簿式比例代表制度が採用されていた。その後、平成13年以降は、非拘束名簿式によって行われている。非拘束名簿式とは、各政党の候補者名による投票の得票数と政党名による投票の得票数を合算して各政党の総得票数を定め、それに応じて各政党に当選人の数を配分した後（ドント方式）、政党ごとに候補者個人の得票数が多い順に当選人を決定する方法をいう。

本試験
出題状況



基本チェック

〈政党〉

- M.ウェーバーによる政党の分類を挙げよ
- M.デュヴェルジェによる政党の分類を挙げよ
- 政党の主な機能を挙げよ

- G.サルトルーリによる政党制の類型化を挙げよ

〈圧力団体〉

- 圧力団体の主な機能を挙げよ

名望家政党と近代政党

幹部政党と大衆組織政党

①利益集約機能②政治家の
人材発掘と登用機能③政治
的社会化機能

①一党制②ヘゲモニー政党
制③一党優位政党制④二党
制⑤穏健な多党制⑥極端な
多党制⑦原子化政党制

①利益表出機能②政治的社
会化機能③地域代表の補完
機能



学習ポイント

1 政党

- A** M.ウェーバーは、政党を**名望家政党**と**近代政党**に分類し、M.デュヴェルジェは、政党を**幹部政党**と**大衆組織政党**に分類した。
- A** 政党の主な機能は、①**利益集約機能**、②**政治家の人材発掘と登用機能**、③**政治的社会化機能**である。
- A** G.サルトルーリは、政党制を一党制、**ヘゲモニー政党制**、**一党優位政党制**、**二党制**、**穏健な多党制**、**極端な多党制**、**原子化政党制**の7つに分類した。

一党優位政党制とは、複数の政党が存在し、政権をめくり競合するが、結果的に特定の政党が政権を保持し続ける体制である。「55年体制」とよばれる日本における自民党単独政権期がこれに該当する。また、二党制とは、2つの大政党が政権をめくり競合し、過半数の議席を獲得したほうが単独で政権を担当する体制である。

- A** 主要な政党システムの長所と短所

	長 所	短 所	代表的な国
二 党 制	①政策上の争点が明確 →政党選択が容易となる ②政権が安定しやすい →強力な政治運営が可能 ③政治責任の所在が明確 ④与野党の勢力が均衡する →与党の独善を牽制できる	①国民の意思が二分化する →社会の多様な意思を反映させるには不向きである ②政策の一貫性の問題 →2党の政策が対立的である場合、政権交代によって政策の一貫性が失われる	アメリカ (民主党と共和党)

多 党 制	①国民の多様な意思・利益を政治に反映できる ②世論に基づいた政権交代・政治運営が可能となる ③政策に弾力性が出る →連立政権のメリット	①政権が不安定となりやすい →連立政権のデメリット ②強力な政治運営には不向き ③政治責任の所在が不明確 ④少数政党が政治の主導権を握ることが可能となる	フランス イタリア スウェーデン 日本
一 党 制	①非常に安定した長期政権が実現される ②非常に強力で一貫した政治を実現することができる	①独裁政治になる危険性が非常に高い ②政権交代がほとんど不可能 ③政策の硬直化が発生する ④世論が無視されやすい	かつてのソビエト

2 圧力団体

- A** 圧力団体の主な機能は、①**利益表出機能**、②**政治的社会化機能**、③**地域代表の補完機能**、である。
- A** 圧力団体は、①**議会や行政機関の正常な運営を阻害する**、②**政治腐敗を招く**、③**社会的・経済的にも高い地位にある者により構成される場合が多いため本来の機能を果たせない**、などの問題を起こす可能性を含んでいる。
- A** 日本の圧力団体は、圧力活動の対象を主として**行政機構**へ向けており、また職業的ロビイストが未発達のため**国会議員自身がロビイスト的役割を果たしている場合もある**（族議員）。

3 政党と圧力団体の比較

□ A

	政党	圧力団体
目的	政権の獲得を目指す	政権の獲得を目指さない
選挙活動	独自の候補を擁立	特定政党を支持，資金・票で援助
政治的責任	行動結果について責任を負う	政治的責任を負わない
実現する利益	国民の利益の推進を図る	個別的，職能的利益を追求する
中心的機能	利益集約機能	利益表出機能

苦手科目克服レベル

政党と圧力団体に関する次の記述のうち，妥当なのはどれか。

- 1 M.ウェーバーは，政党を幹部政党と大衆組織政党に分類した。
- 2 M.デュヴェルジェは，政党を名望家政党と近代政党に分類した。
- 3 政党の重要な機能の1つに地域代表の補完機能がある。
- 4 圧力団体の重要な機能の1つに法律案の作成機能がある。
- 5 G.サルターリは，政党制を一党制，ヘゲモニー政党制，一党優位政党制，二党制，穏健な多党制，極端な多党制，原子化政党制に類型化した。

正答：5

通常合格レベル

政党に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

- 1 近代の政党は、「財産と教養」のある人々が担っていたもので、市民、労働者、農民のうち富裕な層をもって組織された「組織政党」であるといえることができる。
- 2 政党が伝統的な地理的代表的代表を促進する利益集団であるのに対して、圧力団体は地理的代表的代表を補完すべく、公共的な利益を追求する集団である。
- 3 政党には、国民の利益を集約する機能があるが、これは、社会に散在する潜在的要求を集約・組織し、具体的要求として表現する機能である。
- 4 イギリスの政党は、中央集権的な組織を有し、厳格な党規律を有しているが、議員が党の決定に拘束されることなく自由意思により議会での投票を行うことができる。
- 5 一党優位政党制とは、複数の政党が存在し、政権をめぐる競争するが、結果的には特定の政党が圧倒的優位を保持してしまうものである。

.....
正答：5

肢4に関して、イギリスの政党は中央集権的に組織され、明確な党員組織を有している。

高得点合格レベル

政党と圧力団体に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

- 1 わが国では1955年に、革新陣営で左右社会党が統一して日本社会党となり、これに対抗して保守陣営で自由党と民主党が合同して自由民主党が発足した。これら2党が戦後の政治運営の対立軸を形成した状態を「55年体制」とよぶが、英米の二大政党制と異なり政権交代の可能性に乏しかったため「1と2分の1政党制」とよばれることがあり、これはサルトーリの分類でいうとヘゲモニー政党制に該当する。
- 2 政党とは、選挙による国民の意思に基づいて政治権力を獲得・維持することを目的に活動する集団であり、主に利益表出機能を担うのに対し、圧力団体とは特定の利益の擁護や推進を目的として政策決定機関や政策執行機関に影響を及ぼす集団のことであり、主に利益集約機能を担っている。
- 3 アメリカの政党は地方レベルの党組織の連合体とよばれることもあるように党組織が弱く、党による拘束も緩いために、議員個人による行動の自由が広くなり、圧力団体（利益団体）が個々の議員に対して圧力を加える余地が広範となっている。このような状況を背景に、圧力団体の代理人として議員に対して働きかけ圧力団体に有利な活動をさせようとするのがロビイストである。
- 4 日本の圧力団体としては、経済団体、宗教団体、労働団体などがあるが、これらはアメリカの例に倣い圧力活動の対象を個々の議員および政党に対して及ぼすのが常であり、多くの場合ジャーナリスト、評論家などが圧力団体と政党をつなぐロビイストの役割を果たしている。
- 5 圧力団体とは特定利益の推進・実現を目指して政策形成過程や政策実施過程に影響を及ぼそうという団体のことであるから、地球環境問題、人権問題、女性問題などのグローバルな問題の解決を目的とするNGOはここでいう圧力団体には含まれない。

正答：3

肢5に関して、NGO（非政府組織）も日本国内の政策形成と政策実施に影響を及ぼそうとして圧力活動をする限りでは、圧力団体とみなされることとなる。

公務員試験 テキスト

10日でわかる！ クイックマスター 社会科学

2012年3月30日 第1版 第1刷発行

編著者●株式会社 東京リーガルマインド

LEC 総合研究所 公務員試験部

発行所●株式会社 東京リーガルマインド

〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10

アーバンネット中野ビル

☎03(5913)5011(代表)

☎03(5913)6336(出版部)

☎048(999)7581(書店様用受注センター)

振替 00160-8-86652

www.lec-jp.com/

本文フォーマットデザイン●エディボック

印刷・製本●秀英堂紙工印刷株式会社

©2012 TOKYO LEGAL MIND K.K., Printed in Japan ISBN978-4-8449-0489-2

複製・頒布を禁じます。

本書の全部または一部を無断で複製・転載等することは、法律で認められた場合を除き、著作者及び出版者の権利侵害になりますので、その場合はあらかじめ弊社あてに許諾をお求めください。

なお、本書は個人の方々の学習目的で使用していただくために販売するものです。弊社と競合する営利目的での使用等は固くお断りいたしております。

落丁・乱丁本は、送料弊社負担にてお取替えいたします。出版部までご連絡ください。

ISBN978-4-8449-0489-2

C3330 ¥1100E



9784844904892

定価**1,155円** 本体**1,100円** +税5%

KD00489



1923330011005

スキマ時間の学習や直前期の知識確認に最適!

- 基本事項から重要事項までを10日で総点検!
- 職種別出題頻度と重要度の表示により、効率的に学習できる!
- 合格に必須のキーワードや重要ポイントが隠せる
チェックシート付!